名目国内総生産（季節調整系列）

（単位：10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス 輸出（除FISIM）	財貨・サービス 輸入（除FISIM）
2011/ 4- 6.	463,556.5	281,342.7	275,157.3	228,564.9	13,161.3	60,860.1	-4,417.4	96,651.6	22,313.6	42.1	-6,397.4	68,687.9	75,085.3	478,845.1	96,335.0	456,999.9	270,989.0	68,422.9	75,085.3
7- 9.	471,098.7	284,008.6	277,802.3	231,219.2	13,783.4	60,830.9	-2,987.4	96,928.1	22,181.1	90.4	-3,736.4	73,280.0	77,016.3	486,214.2	96,795.4	464,720.8	273,778.8	73,015.0	77,016.3
10- 12.	469,519.2	285,027.3	278,798.2	232,234.0	13,752.7	63,871.8	-4,321.5	96,829.7	21,924.9	25.0	-7,590.8	69,683.4	77,274.2	484,073.9	99,549.5	463,274.5	274,875.3	69,418.4	77,274.2
2012/ 1- 3.	475,144.2	288,766.8	282,519.4	235,947.2	13,524.3	62,509.6	-2,507.7	97,944.2	22,619.8	2.4	-7,715.3	72,001.8	79,717.1	490,290.9	98,653.8	468,948.9	278,634.0	71,736.8	79,717.1

＊年率で表示している。
＊総固定資本形成＝民間住宅＋民間企業設備＋公的固定資本形成
＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

名目国内総生産（季節調整系列）　（前期比）

（単位：%）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸出	財貨・サービス 輸入	国民総所得	総固定資本形成	国内総生産（支出側）（除FISIM）	家計最終消費支出（除FISIM）	財貨・サービス 輸出（除FISIM）	財貨・サービス 輸入（除FISIM）
2011/ 4- 6.	-1.3	0.3	0.3	0.4	-2.7	-0.5	(-0.2)	0.2	7.8	(0.0)	(-1.5)	-6.6	2.8	-1.0	1.0	-1.2	0.4	-6.6	2.8
7- 9.	1.6	0.9	1.0	1.2	4.7	-0.0	(0.3)	0.3	-0.6	(0.0)	(0.6)	6.7	2.6	1.5	0.5	1.7	1.0	6.7	2.6
10- 12.	-0.3	0.4	0.4	0.4	-0.2	5.0	(-0.3)	-0.1	-1.2	(-0.0)	(-0.8)	-4.9	0.3	-0.4	2.8	-0.3	0.4	-4.9	0.3
2012/ 1- 3.	1.2	1.3	1.3	1.6	-1.7	-2.1	(0.4)	1.2	3.2	(-0.0)	(-0.0)	3.3	3.2	1.3	-0.9	1.2	1.4	3.3	3.2

＊（ ）内の数値は寄与度。
＊1994年1-3月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７８号
秋田市横森５丁目19番14号
債務者　鎌田　　正
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊勢　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６号
群馬県高崎市下之城町509番地１　コートハウス手島Ｃ号
債務者　片山　　勇
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１５８号
山梨県甲斐市境253番地６
債務者　平出　義文
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目14番27―103号グランデュールタナカＡ棟、前住所埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目５番18号　サンクィーン202号
債務者　加藤　健二
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６８号
秋田県大仙市佐野町22番２号　グリーンハイツ佐野町Ｂ22
債務者　高橋　浩一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外山奈央子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１４８号
青森県上北郡七戸町字舟場向川久保307番地１　ロフォスＥ号
債務者　苫米地千春
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６４５号
埼玉県川口市青木４丁目27番26―707号　朝日プラザ川口青木
債務者　嶋村　憲司
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２００号
北海道旭川市東１条３丁目３番14号　マンション１Ｆ３号太田
債務者　能代　由香
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
旭川地方裁判所民事部